

(2018-2019 年度)

第6回複合地区会則委員長連絡会議要録

◎日 時： 2019年3月20日(水) 13:30-16:00

◎場 所： 一般社団法人日本ライオンズ(東京・八重洲)

◎出席者： 各複合地区委員長

| | |
|--------------|--------------|
| 330複合地区会則委員長 | 秋山 詔樹 |
| 331複合地区会則委員長 | 山口 富雄 (副世話人) |
| 332複合地区会則委員長 | 佐藤 義則 (世話人) |
| 333複合地区会則委員長 | 松本 元良 |
| 334複合地区会則委員長 | 増田 悌造 |
| 335複合地区会則委員長 | 三宮 秀介 (副世話人) |
| 336複合地区会則委員長 | 尾崎 博 |

その他の出席者

| | |
|----------------------|-------|
| 議長連絡会議世話人 | 識名 安信 |
| 議長連絡会議副世話人 | 今井 文彦 |
| 一般社団法人日本ライオンズ 理事長 | 田中 明 |
| 理事(MD333協議会議長) | 藤川 清幸 |

・ 13:30、佐藤義則会則委員長連絡会議世話人より開会。識名議長会世話人及び田中理事長から、挨拶あり。

・ MD337麻生好彦会則委員長及び日本ライオンズ会則委員会所属のMD331石岡憲義協議会議長、333-E地区根本昌卓ガバナー、335-B地区吉村弘吉ガバナー、337-D地区曾山純廣ガバナーは、欠席された。

◎議 事：

1. 前回会議要録の確認

2月28日に行われた第5回会議要録(資料1)を確認し、了承する。

2. 日本における一般社団法人日本ライオンズの立ち位置の変更に伴うライオンズ及び役員必携の変更について

(1)3月13日に行われた第6回議長連絡会議で申し合わされた「日本ライオンズ組織図」3/13 議長会案(資料2)が提出され、識名議長会世話人の指名により、MD333藤川議長から補足説明あり。ガバナー協議会と執行理事会の間に矢印(↔)を加えて、相互にやり取りする。また「GAT委員会」と「LCIF委員会」を各委員会とは別枠に設け、国際協会からの通達事項を直接日本ライオンズ理事会に報告できるように点線の矢印(→)を加える。

(2)各委員長との質疑応答：

- 「相談役」「参与」が組織図に残っている点については、定款に規定が残っているためであり、新たに設けたGAT及びLCIF委員会に配置を変更することにより、現行の参与職は設置の必要がなくなる。

- 執行理事会の構成については、(議長会)とのみ表記するのでは説明不足との意見あり。執行理事会の下に「・8複合地区議長連絡会8名、・前議長3名」を追記するようにしたほうがよいことで一致した(別紙1)。定款上、執行理事会は11名以内とのみ規定あり。
- アラート委員会は、35名の地区ガバナー全員が委員となる。
- 執行理事である議長から、社員である地区ガバナーに最新情報の伝達を迅速に行うことにより、定時社員総会前に議案を検討し、総会の採決に臨む。

(3)3月10日締め切りまでに提出された4委員長の提案を検討した。

MD330秋山委員長:複合地区会則第16条、第17条、第22条及び第12条3項(334複合地区単独改正箇所)について、資料2-(1)を基に説明あり。

MD334増田委員長:複合地区会則第16条、第17条について、資料2-(2)の説明あり。また地区コーディネーターの表記の順番と公認プロトコルの表記の順番(FWC/GLT/GMT/GST/LCIFのアルファベット順)について補足説明あり。

MD335三宮委員長:日本ライオンズ定款に、執行理事会と理事会のそれぞれの業務を区別する提案のほか、複合地区会則第10条に追記すべき事項、組織図にGLT、GMT、GST委員会を加え、委員長はエリアリーダーが務めることにつき、資料2-(3)の説明あり。

3名の委員長報告の後、議事進行を佐藤世話人から山口副世話人に交代する。

MD332佐藤委員長:国際理事会方針書第16章ライオン誌のコピー配布。地区ガバナー、副地区ガバナー、協議会議長、国際理事、国際執行役員はライオン誌公式版の編集者又は編集委員会のメンバーを務めることはできない。関連する方針の遵守を条件に、ライオン誌公式版に対する補助金が会員一人当たり年4ドル支払われる。目的以外には使えないが、剰余金は将来の赤字補填のために留保することができる。また、現地区ガバナーはライオン誌委員会メンバーになることができない。これらの点を踏まえて提案された組織図案、定款の改正案、役員必携改訂案、ライオンズ必携改訂案、複合地区会則第9条、第10条、第12条について、資料2-(4)の説明あり。

(4)各委員長提案の検討に入る前に、佐藤委員長から、ライオン誌編集業務に関する国際理事会方針を遵守する旨、識名議長会世話人から伺ったので、複合地区会則改正の提案事項はすべて取り下げる旨明言された。その後に議事進行を佐藤世話人に交代する。

(5)複合地区会則改正案の検討:

別紙2のとおり、第16条、第17条、第22条の共通する条文を統一して改正するよう議長連絡会議に提案する。なお第10条に追加を希望する箇所は定款に反映していただくことを要望する。

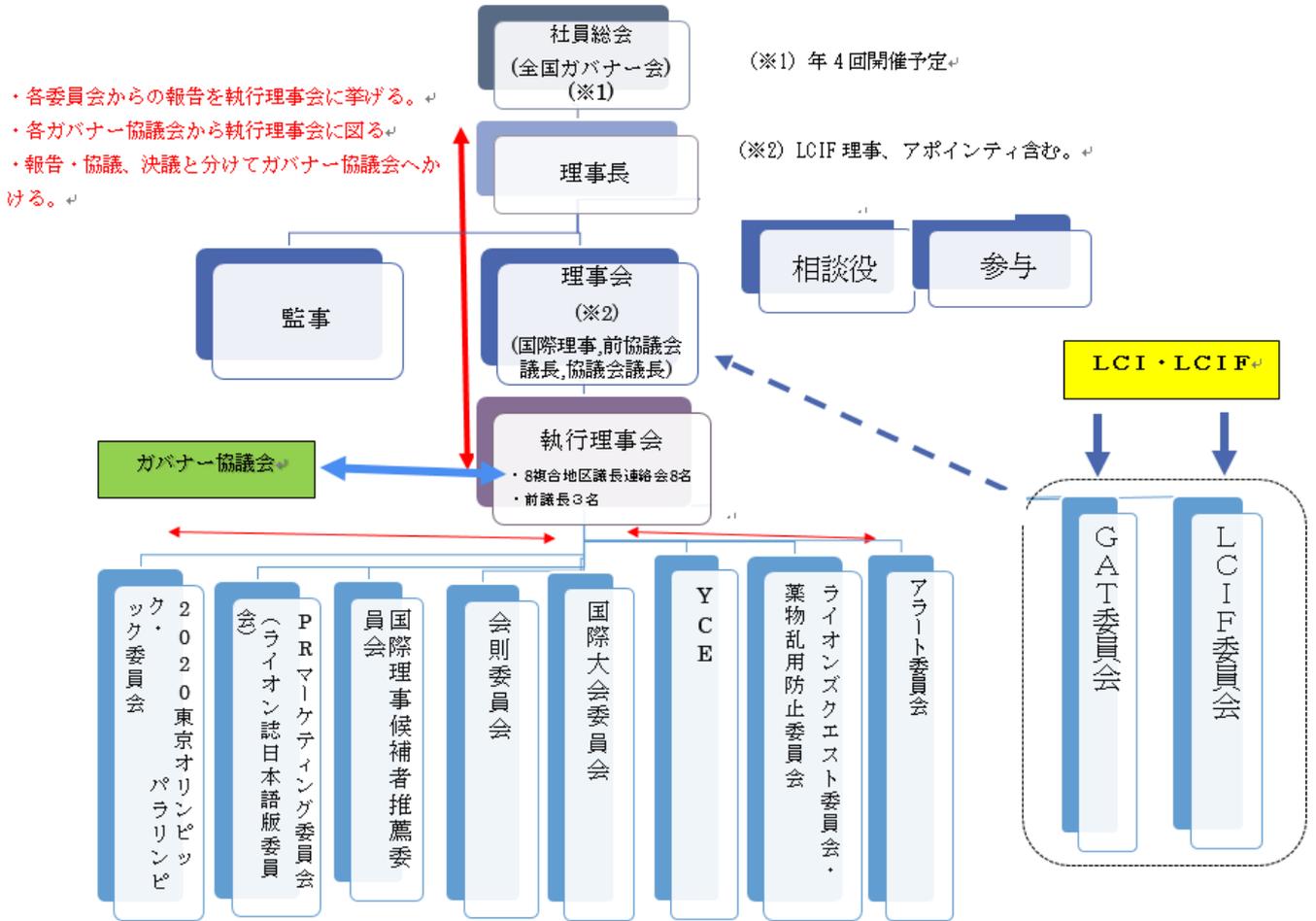
(6)役員必携及びライオンズ必携改訂事項の検討:

別紙3のとおり、必携改訂の際には指定箇所を変更する。

16:00、佐藤会議世話人により閉会。

以上

(一般社団法人) 日本ライオンズ組織図 (3/13 議長会案) ---3/20 第6回会則委員長連絡会議にて説明---



| 【改正案】 | 現 行 |
|---|--|
| <p>複合地区会則 第16条 地区ガバナー・キャビネット 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長および地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIFコーディネーターに投票権が与えられる。</p> <p>(第16条3項の条文を共通のものとし、地区コーディネーターの役職は公認プロトコールの順番に表記する。コーディネーター職は同位のものであり、会議や行事の配席等はそれぞれの地区が決定するものとする。)</p> | <p>ライオンズ必携第58版 P.152-153</p> <p>複合地区会則 第16条 地区ガバナー・キャビネット ◎ 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソンおよび地区委員長に投票権が与えられる (330・331・332・333・335・337 複合地区)。 ◎ 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長およびLCIF/GMT/GLT/FWT/100周年記念地区コーディネーターに投票権が与えられる (334 複合地区)。 ◎ 3. 地区ガバナーはキャビネットの会議を主宰する。定例会議は年4回とし、その他必要に応じて開くことができる。これらの会議で地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン、地区委員長および地区LCIF/GMT/GLT/GST/FWT地区コーディネーターに投票権が与えられる (336 複合地区)。</p> |
| <p>複合地区会則 第17条 キャビネット構成員 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。 (a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、および地区FWT/GLT/GMT/GST/LCIFコーディネーター、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</p> | <p>ライオンズ必携第58版 P.153-154</p> <p>複合地区会則 第17条 キャビネット構成員 1. キャビネット構成員を次のとおりとする。 (a) 地区ガバナー、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、地区名誉顧問会議長、キャビネット幹事、キャビネット会計、リジョン・チェアパーソン、ゾーン・チェアパーソン</p> |

| 【改正案】 | 現 行 |
|--|---|
| <p>複合地区会則</p> <p>第 2 2 条 地区ガバナー諮問委員会</p> <p>1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第 1 副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。</p> <p>2. 各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第一副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会后 9 0 日以内に第 1 回会議を開き、第 2 回会議は 1 1 月に、第 3 回会議は 2 月又は 3 月に、第 4 回会議は複合地区大会の約 3 0 日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。</p> <p>(第 2 2 条 2 項を国際理事会方針書の標準版地区付則第 1 4 条第 1 項の規定に統一する。)</p> | <p>ライオンズ必携第 58 版 P.159-160</p> <p>複合地区会則</p> <p>◎第 2 2 条 地区ガバナー諮問委員会</p> <p>1. 地区ガバナー諮問委員会は地区ガバナーの諮問機関として各ゾーンごとに設置され、ゾーン・チェアパーソン、ゾーン内のクラブ会長、クラブ第 1 副会長、クラブ幹事をもって構成される。ゾーン・チェアパーソンは本委員会を主宰する。</p> <p>2. 地区ガバナー諮問委員会は年 3 回定例会議を開き、ゾーン内のクラブが協調を保ちつつ、ライオニズムを高揚するための方法について協議する。</p> <p>(330・331・332・333・334・335・337 複合地区)</p> <p>◎第 2 2 条 地区ガバナー諮問委員会</p> <p>各ゾーンにおいて、ゾーン・チェアパーソン、各クラブ会長、第一副会長、並びに幹事は、地区ガバナー諮問委員会の構成員となり、ゾーン・チェアパーソンはその委員長となる。ゾーン・チェアパーソンが定める日時及び場所において、国際大会閉会后 9 0 日以内に第 1 回会議を開き、第 2 回会議は 1 1 月に、第 3 回会議は 2 月又は 3 月に、第 4 回会議は複合地区大会の約 3 0 日前に開く。クラブ奉仕委員長、クラブ・マーケティング・コミュニケーション委員長、クラブ会員委員長は、各自の役職に関係のある情報が共有される場合には出席する必要がある。この委員会は、諮問に答えるゾーン・チェアパーソンに助力し、ゾーン内のライオニズム及びクラブの福利に関する勧告をまとめた上で、それをゾーン・チェアパーソンを通して地区ガバナー及びキャビネットに伝える。</p> <p>(336 複合地区)</p> |

その他：

複合地区会則 第10条 一般社団法人日本ライオンズ

1. 複合地区は、各複合地区共通の問題に対応し、日本のライオンズクラブの発展のため一般社団法人日本ライオンズ（以下、日本ライオンズという。）を東京に設立し、第3項に基づき社員となるガバナー協議会議長・地区ガバナーは、全複合地区のガバナー協議会の同意の下に、その運営に参画するよう努める。

複合地区会則第10条は変更せず、下記を定款に加えていただきたい旨要望する。

それぞれの複合地区あるいは準地区の運営責任者たる複合地区ガバナー協議会議長及び地区ガバナーは、日本ライオンズの理事会、あるいは社員総会に出席するにあたり、会議の議題について、複合地区あるいは準地区内で十分議論したうえで、会議に出席することが望ましい。

また、執行理事会及び理事会の業務を区別することを、定款の別紙として追加するような形で明記していただくことを要望する。

| 【統一希望案】 | 現 行 |
|--|--|
| <p>複合地区会則 第12条 複合地区会計</p> <p>3.複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。</p> <p>(a)上記会費は6ヵ月前納を原則とする。</p> <p>(b)上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。</p> <p>(334複合地区ガバナー協議会に、他の7つの複合地区と同じ条文に戻していただくよう要望する。)</p> | <p>ライオンズ必携第58版 P.146-147</p> <p>複合地区会則 第12条 複合地区会計</p> <p>◎3.複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する額の会費をガバナー協議会に納入する。</p> <p>(a)上記会費は6ヵ月前納を原則とする。</p> <p>(b)上記複合地区運営費の中から、会員1名当たり1ヶ月80円を一般社団法人日本ライオンズの賛助会費に充当する。330・331・332・333・335・336・337 複合地区)。</p> <p>◎3.複合地区内のライオンズクラブは必要な費用を負担するため、複合地区大会費及び複合地区運営費として、複合地区大会で決定する複合地区運営費、複合地区大会費、日本ライオンズ賛助会費からなる額の複合地区会費をガバナー協議会に納入する。</p> <p>(a)上記会費は6ヵ月前納を原則とする。</p> <p>(b)複合地区会費のうち日本ライオンズ賛助会費、会員1名当たり1ヶ月80円はガバナー協議会が一般社団法人日本ライオンズに納入する。</p> <p>(334 複合地区)。</p> |

3.3.2 複合地区佐藤会則委員長の提案を検討した結果、次の通り申し合わせた。

2018-2019ライオンズクラブ役員必携改訂事項：

1. ライオンズの機構の改正

●II 複合地区について

| 改正 (2018-2019) | 旧 (2018-2019) |
|--|---|
| <p>役員必携 2018-2019 p.52</p> <p>第1編 ライオンズの機構 II 複合地区について 3.複合地区ガバナー協議会 (1)～(6)略 (7) 複合地区は、他の全複合地区と協調してその運営を行うため、必要に応じてガバナー協議会議長連絡会議を開き、他の複合地区と共通する事項について協議することができる。<u>ただし、その決定はそれぞれの複合地区のガバナー協議会の同意を得て初めて有効となる。</u> なお、いくつかの複合地区に共通する事項について、ガバナー協議会議長が当核複合地区ガバナー協議会議長と上記連絡会議とは別個に協議することはさしつかえない。 (8) 複合地区は、各複合地区共通の問題を日本ライオンズで協議し迅速に対応する。 (9) 地区ガバナーを除くガバナー協議会の構成員は、正当な理由で、協議会全体構成員の3分の2 (2/3) 以上の賛成投票によって解任できる。</p> | <p>役員必携 2018-2019 p.52</p> <p>第1編 ライオンズの機構 II 複合地区について 3.複合地区ガバナー協議会 (1)～(6)略 (7) 複合地区は、他の全複合地区と協調してその運営を行うため、必要に応じてガバナー協議会議長連絡会議を開き、他の複合地区と共通する事項について協議することができる。<u>ただし、その決定はそれぞれの複合地区のガバナー協議会の同意を得て初めて有効となる。</u> なお、いくつかの複合地区に共通する事項について、ガバナー協議会議長が当核複合地区ガバナー協議会議長と上記連絡会議とは別個に協議することはさしつかえない。 <u>(8) 地区ガバナーを除くガバナー協議会の構成員は、正当な理由で、協議会全体構成員の3分の2 (2/3) 以上の賛成投票によって解任できる。</u> (上記の(7)と(8)の間に左記のとおり新たに追加挿入する。)</p> |

2.クラブ運営の改正

●各種会議 役員必携 P98

| 名 称 | 回 数 | 出 席 者 | 適 用 |
|---------------|---------|--|---|
| 国 際 大 会 | 年1回 | 会員25名ごとに代議員1名、端数13名以上につき1名 | 6月下旬または7月上旬開催 |
| 国 際 理 事 会 | 年4回 | 国際会長、前会長、副会長およびすべての理事 | 国際大会直後、10月または11月、3月または4月、国際大会直前を定例とする。 |
| ガバナー協議会議長連絡会議 | 随 時 | 各複合地区ガバナー協議会議長8名 | “日本は一つ”の基本理念に基づいて8複合地区の連絡、協議融和を図る |
| 全国共通の委員会 | 随 時 | 各複合地区委員長 | 全日本共通の事項について協議 |
| 複合地区年次大会 | 年1回 | 1年と1日以上在籍している会員10名ごとに代議員1名、端数5名以上につき1名 | 複合地区会則の制定・改廃 複合地区諸問題の協議決定 国際第3副会長および国際理事候補者の推薦5月または6月開催 |
| 複合地区ガバナー協議会 | 年3回 | 複合地区役員 | 複合地区運営についての協議 |
| 複合地区各種委員会 | 随 時 | ガバナー協議会が委嘱した委員 | ガバナー協議会の諮問に答え、複合地区の問題について協議答申する |
| 地 区 年 次 大 会 | 年1回 | 1年と1日以上在籍している会員10名ごとに代議員1名、端数5名以上につき1名 | 地区ガバナー、福地区ガバナーの選出 国際第3副会長および国際理事候補者の推薦 地区内諸問題の協議決定 4月または5月開催 |
| キャビネット会議 | 年4回 | 地区キャビネット構成員 | 地区内諸問題の協議 7月、11月、2月、4月頃開催 |
| 地区各種委員会 | 随 時 | 地区ガバナーが任命した委員 | PR、YCE、レオ、ゾーン、レベルの会員委員会など |
| リジョン役員会 | 年概ね6回 | リジョン・チェアパーソン リジョン内ゾーン・チェアパーソン | リジョン内諸問題の協議 |
| 地区ガバナー諮問委員会 | 最低年3～4回 | ゾーン・チェアパーソンゾーン内会長、第1副会長、幹事、 | 地区ガバナーの諮問事項討議 ゾーン内諸問題の協議 8月または9月、11月、3月開催 |
| 三 役 研 修 会 | 年1回 | 地区内クラブ会長、幹事、会計 | クラブ運営の諸問題について研修 |
| 一般社団法人日本ライオンズ | 随 時 | 定款による | 全日本共通の事項についての協議 |

(上記の一般社団法人日本ライオンズの部分を新たに追加する)

1. ライオンズクラブの運営についての改正案

| 改正 (版) | 旧 (58版) |
|--|---|
| <p>ライオンズクラブの運営について 第三は、副の問題である。 「クラブ会則」第7条1項によれば、クラブ役員としては、会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング・コミュニケーション委員長、並びに会員委員長しか認められていない。このうち「副」という文字がつくのは副会長のみである。クラブによってはそれぞれお家の事情があろうから、クラブ独自の会則で役員に副を置くことには必ずしも異論を差し挟むものではない。しかし、このような副はあくまで当該クラブの私的なものであって、他のクラブに対してまで公的に通用するものではない。 地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事、会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう。 また、ところによっては、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、可能であれば自らそれぞれのリジョン、ゾーンの運営に当たることが望ましい。</p> <p>（上記の段落を全文削除するという佐藤委員長の提案を見直して、文言の一部のみ修正とする。）</p> | <p>ライオンズ必携第58版 P.23-24 ライオンズクラブの運営について 第三は、副の問題である。 「クラブ会則」第7条1項によれば、クラブ役員としては、会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング・コミュニケーション委員長、並びに会員委員長しか認められていない。このうち「副」という文字がつくのは副会長のみである。クラブによってはそれぞれお家の事情があろうから、クラブ独自の会則で役員に副を置くことには必ずしも異論を差し挟むものではない。しかし、このような副はあくまで当該クラブの私的なものであって、他のクラブに対してまで公的に通用するものではない。 地区ガバナー・キャビネットの場合は、キャビネット幹事、会計を助けてキャビネット事務局の運営に当たる者が必要となってくるであろう。 また、ところによっては、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）を設置している例があるようだが、リジョン・チェアパーソンやゾーン・チェアパーソンは、自らそれぞれのリジョン、ゾーンの運営に当たることが原則であり、リジョン幹事（総務）やゾーン幹事（総務）は設置することはできない。</p> |

2. ライオンズクラブのアクティビティについての改正

| 改正 (版) | 旧 (58版) |
|---|---|
| <p>ライオンズクラブ必携 P.26 下より5行目 ライオンズクラブのアクティビティについて 「視力」に関するアクティビティの一つであるアイ・バンク（献眼）活動は日本においてはライオンズの寄与するところが非常に大きい。最近では、臍帯血バンクや骨髄バンクへの協力、糖尿病、献腎など臓器移植に関するアクティビティにも目が向けられている。 （アクティビティに糖尿病を追加挿入する。）</p> | <p>ライオンズクラブ必携 P.26 下より5行目 ライオンズクラブのアクティビティについて 「視力」に関するアクティビティの一つであるアイ・バンク（献眼）活動は日本においてはライオンズの寄与するところが非常に大きい。最近では、臍帯血バンクや骨髄バンクへの協力、献腎など臓器移植に関するアクティビティにも目が向けられている。</p> |

なお、参考資料のライオネスクラブ会則は削除せずに、引き続き掲載することを申し合わせた。